

法定

宇都宮地域合併協議会

だより

- 発行 宇都宮地域合併協議会
 - 編集 宇都宮地域合併協議会事務局
- 〒320-8540 宇都宮市堀1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail info@u-gappei.jp

No. 05

平成16年8月4日発行

まちの横顔

～地域の水辺のある公園を紹介します～

コスモスはギリシア語で「調和」という意味です。



鬼怒ふれあいビーチ(宇都宮市)



夢沼親水公園(上三川町)



緑水公園(上河内町)



ゆうすい公園(河内町)

市町建設計画の全容が
固まりました。

合併協議会では、合併後の新しいまちづくりの計画である市町建設計画の策定に取り組んでいます。合併協議会や小委員会での協議を重ね、その全容が固まりました。

市町建設計画は、「魅力と活力あふれる北関東の拠点都市を目指して」をテーマに、「宇都宮地域合併まちづくり計画」と題され、新しい市のまちづくりの目標・基本方針や、地域ごとの計画などが盛り込まれています。特に地域ごとの計画では、協議会を構成する1市3町それぞれの地域ごとに、地域の目標像や地域づくりの方針、主要な施策・事業などが盛り込まれています。

第6回の合併協議会において、協議会としての案が承認されたことから、今後は栃木県知事との協議を残すのみとなりました。

合併協定項目の審議状況をお知らせします。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

承認

- ① 上三川町、上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- ② 上三川町、上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上三川町は12人、上河内町は6人、河内町は6人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- ③ 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とする。
- ④ 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上三川町、上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区、合計で6選挙区を設ける。
また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

特別職の身分の取扱いについて

承認

- ① 上三川町、上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む）については、合併の前日をもって失職するものとする。
- ② 上三川町、上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く）については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定めるものとする。

町名・字名の取扱いについて

承認

町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は、従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画することとする。
ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

参考：具体例

現在の町名・字名	変更後の例
上三川町 しらさぎ一丁目	宇都宮市 しらさぎ1丁目
上河内町 大字芦沼	宇都宮市 芦沼町
河内町 大字相野沢	宇都宮市 相野沢町

※なお、新市における町名・字名の名称については、決定しだいお知らせします。

一口メモ

- ※1市町村特別保証制度／中小企業者向け融資において、中小企業者の負担を軽減させるため、栃木県信用保証協会と協力し、保証料の減額などをさせる制度。
- ※2ひとり暮らし高齢者招待事業／ひとり暮らしの高齢者の生きがい増進などを目的として、交流会等に招待する事業。
- ※3移送サービス／身体に障害のある者や高齢者等で公共交通機関の利用が困難なものの便宜を図るため、医療機関、公共施設等への移送を行うことにより、自立を支援する事業。

商業・観光・工業関係事業の取扱いについて

承認

- ① 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ② 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度^{※1}には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- ③ 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。
- ④ 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。
- ⑤ 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- ⑥ 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設ける。

高齢者福祉関係事業の取扱いについて

承認

- ① 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ② 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- ③ 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- ④ 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。
- ⑤ 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。
- ⑥ 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後1年間、地域限定で実施する。
- ⑦ 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。
- ⑧ 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。



障害者福祉関係事業の取扱いについて

承認

- ① 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ② 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- ③ 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する方向で調整する。

表紙

●鬼怒ふれあいビーチ／

海のない宇都宮市に、海を実現したビーチ。国内には、水遊び・ゴムボート遊びのできるビーチエリアやバーベキュー広場・芝生広場などがあり、夏の間は子供たちの元気な声が響いている。(所在地:宇都宮市上桑島町鬼怒川河川敷 ④宇都宮市公園緑地課:028-632-2596)

●夢沼親水公園／

町の東部を流れる鬼怒川の河川敷を利用し、夢沼緑地公園と隣接して整備された公園。各種イベント等に利用できる多目的ゾーン、花類や魚類を観察できる鑑賞ゾーン、水遊びができる親水ゾーン、河川環境保全や自然復元を目的とした保全観察ゾーンの4ゾーンからなる。(所在地:上三川町大字東夢沼 ⑤上三川町都市計画課:0285-56-9141)

社会福祉・援護関係事業の取扱いについて

承認

- ① 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ② 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については、合併時に、宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし、河内町が実施している福祉団体（町軍慰連河内支部、ボランティアひまわり）への補助金については、概ね3年を目途に廃止する。
- ③ 上三川町、上河内町、河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。
- ④ 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については、宇都宮市の制度に統一する。
- ⑤ 上河内町、河内町の民生委員を兼務する福祉委員については、民生委員の制度に統一する。

保健衛生関係事業の取扱いについて

承認

- ① 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ② 上三川町における総合保健福祉センター建設事業については、円滑な推進に努めることとし、施設の有効的な活用を十分に踏まえ、合併時までに調整を図るものとする。
- ③ 救急医療（在宅当番医運営事業）、乳児健康診査、保健衛生事業推進協力交付金については、宇都宮市の制度を基準に合併時までに方向付けを行い、概ね3年を目途に調整する。
- ④ 成人健康診査事業については、合併時までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- ⑤ 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。

参考：成人健診査事業の現状

項 目		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
健診方法	基本健康診査	個別・集団	個別・集団	個別・集団	個別・集団
	肺がん検診	個別・集団	集団のみ	集団のみ	個別・集団
	胃がん検診	集団のみ	70歳未満＝集団 70歳以上＝個別	集団のみ	集団のみ
	大腸がん検診	個別・集団	集団のみ	集団のみ	集団のみ
	子宮がん検診	個別・集団	個別・集団	集団のみ	個別・集団
	乳がん検診	個別・集団	個別・集団	集団のみ	個別・集団
自己負担額 (集団)	基本健康診査	1,260円	無料	無料	1,000円
	肺がん検診	400円	無料	無料	無料
	胃がん検診	940円	無料	無料	800円
	大腸がん検診	520円	無料	無料	500円
	子宮がん検診	800円	無料	無料	700円
	乳がん検診	400円	無料	無料	500円

一〇メモ

※4 民生委員／都道府県知事（または中核市）の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱されて、住民の生活状態の把握や、援助を要する者への相談・助言・援助などを必要に応じて行う地域福祉活動の推進役。 ※5 住宅資金の貸付制度／持家住宅の取得や改良を促進し、住民生活の安定に寄与するため、住宅の新築・改善等を行う者に対して、金融機関と協力し低利で必要な資金の融資を行う事業。 ※6 緑引き／都市計画区域を、優先的・計画的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑制して農地や緑地などの自然環境を保全する「市街化調整区域」の2つの区域に区分すること。 ※7 保健事業／人間ドック、脳ドック、基本健康診査への補助。

建設関係事業の取扱いについて

承認

- ①道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- ②道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- ③道路用地の取得については、取得方法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- ④河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- ⑤住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

都市計画関係事業の取扱いについて

承認

- ①都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。
- ②都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。
- ③区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- ④区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

国民健康保険関係事業の取扱いについて

承認

- ①国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- ②国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。
- ③保健事業については、合併後速やかに調整する。

参考：国民健康保険税賦課の現状

項 目		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
医療費分	所得割	8.6%	8.3%	6.9%	8.2%
	資産割	33.0%	45.0%	45.0%	53.0%
	均等割	20,000円	24,300円	18,000円	19,200円
	平等割	22,000円	25,300円	19,000円	22,800円
	賦課限度額	520,000円	530,000円	520,000円	520,000円
介護納付金分	所得割	1.3%	0.9%	0.9%	0.6%
	資産割	5.9%	6.1%	1.0%	3.0%
	均等割	4,400円	4,500円	4,200円	4,800円
	平等割	3,400円	2,900円	3,500円	3,000円
	賦課限度額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円

(介護納付金については、40歳以上65歳未満の方)

表紙

●緑水公園／

鬼形川河川敷に整備され、海賊船型遊具も人気の公園。春には庭園のログハウスが桜に包み込まれ、周辺にはベンチが整備されており花見も楽しめる。また、隣接する高岡木キャンプ場では大勢でバーベキューをすることもできる。(所在地:上河内町大字宮山田 ④上河内町建設課:028-674-3131)

●ゆうすい公園／

公園内から水が湧き出でており、奈坪川になって流れる。夏には「ふれあいサマーコンサート」が開催される。(所在地:河内町大字中岡本 ④河内町都市計画課:028-673-3232)

補助金、交付金の取扱いについて

補助金、交付金等については、原則として宇都宮市の制度に統一するものとする。

ただし、統一に時間を要する補助金等については、各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら、調整を図るものとする。

事務組織及び機構の取扱いについて

- ① 現在の上三川町、上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。
- ② 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進し、かつ簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障をきたすことがないように配慮しつつ、段階的に見直しを図るものとする。
- ③ 上三川町、上河内町、河内町に置かれている附属機関は、原則として廃止するが、各町が独自に設置している附属機関については、必要に応じ適切な措置を行うものとする。

コミュニティ関係事業の取扱いについて

- ① 自治会組織については、^{※10} 連合組織を設置できるよう調整に努める。
- ② 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- ③ 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- ④ コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

参考：自治会の現状

項 目		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
自治会加入率(世帯数ベース)		70.7%	91.4%	96.9%	84.4%
単位自治会の規模 (世帯数)	最大	1,250	465	363	1,170
	最小	8	8	17	22
	平均	171	94	78	189
単位自治会数		711	91	34	51
総数		11,365	759	246	871
回覧数		13,434	759	246	871
自治会長の身分		任意団体の長	行政事務連絡員 (非常勤特別職)	行政推進委員 (非常勤特別職)	町から委嘱 (非常勤特別職)

(平成15年4月1日現在)

一口メモ

※8 支所／住民の利便性確保のために主に窓口業務を行う「出張所」とは異なり、市町村内の特定の区域を限り主に市町村の事務の全般にわたって事務を行う事務所。

※9 附属機関／市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成され、行政の事務・事業について必要な審査・審議・調査等を行うために設置される機関。

※10 連合組織／個々の単位自治会を一定の地区でまとめたものを「地区連合自治会」とし、各地区連合自治会を集合させた組織をいう。

水道関係事業の取扱いについて

承認

- ①水道事業は、宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。
- ②上河内町の簡易水道事業は、合併時までに廃止し、宇都宮市の水道事業に統合する。
- ③水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。
- ④水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。
- ⑤水道加入金は、一般家庭のほとんどが該当する口径13mm及び20mmの金額が最も安価である宇都宮市の料金制度に統一する。



下水道関係事業の取扱いについて

承認

- ①下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。
- ②下水道全体計画は、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- ③下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- ④公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- ⑤下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。
- ⑥下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時までに賦課公示しているものは、現行どおりとする。

参考：水道・下水道料金等の現状

項 目		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
水道料金	口径13mm料金 (月20㎡)	2,745円	2,992円	2,780円	宇都宮市と同じ
	口径20mm料金 (月20㎡)	3,197円	3,045円	3,130円	
水道加入金	口径13mm	52,500円	52,500円	60,000円	宇都宮市と同じ
	口径20mm	118,650円	141,750円	120,000円	
下水道使用料	月10㎡	1,155円	1,050円	試算検討中	945円
	月20㎡	2,572円	2,100円		2,047円
	月30㎡	4,252円	3,150円		3,307円
下水道受益者負担金・分担金	負担金	82～297円/㎡	300円/㎡	試算検討中	300円/㎡
	分担金	264～328円/㎡	30万円/件		30万円/件

一口メモ

※11簡易水道事業／給水人口が5,000人以下の地域の水道事業をいう。

※12受益者負担金、分担金／公共下水道に接続する住民に建設費の一部を負担いただくもので、都市計画区域における市街化区域を負担金、市街化調整区域を分担金という。

合併による魅力ある地域づくり

…地域自治制度の構築に向けて…

宇都宮地域合併協議会では、合併後の地域住民の声をより身近に行政に反映させていくために、地域自治制度の構築に向けた取り組みを行っています。

第5回、第6回の合併協議会では、地域行政機関で行う事務事業や、地域行政機関と地域を担当する助役の名称、組織機構などについての協議が行われました。

住民との協働を実現し、地域に根ざしたサービス提供ができるようにします

地域行政機関では、全市統轄機関の総合調整・統括のもと、次のような分野においてさまざまな業務を行っています。

◆ 地域自治協議会への支援や協働による活動

◆ 地域住民に身近な場所から取り組んでいくことが必要な地域自治センターの総務的業務

◆ 住民の利便性を確保するため

の身近な窓口サービスの提供や、地域の課題を自ら解決していくための住民自治活動の育成・支援

◆ 地域住民が心身ともに健やかな暮らしを営むための保健や福祉の各種サービス

◆ 地域の活性化や魅力ある地域社会の形成のための農林水産業の振興や、地域住民の連携意識の醸成のためのイベント開催

◆ 地域住民の安全で潤いのある生活環境づくりを行うための生活道路や街区・近隣公園の整備

◆ 生涯学習、生涯スポーツの推進、農地関連事務 等

※ 地域自治協議会は、地域住民などから構成される住民代表の組織であり、地域主体の地域づくりや地域住民の意見を行政に反映させる役割を担います。

地域行政機関の名称

地域行政機関の名称は、地域自治の拠点としての性格を表す名称とすることとし、それぞれの地域の名称を冠した「地域自治センター」

と定めます。

地域を担当する助役の名称

地域を所管するという役割や位置付けをわかりやすく表現することとし、それぞれの地域の名称を冠した「地域担当助役」と定めます。

地域行政機関の組織機構

地域行政機関の組織機構は、
① 地域自治制度が推進できる体制
② 住民にとって利用しやすく、わかりやすい体制
③ 簡素で効率的な体制
としていきます。

本庁の部長に準ずる「長」を置くほか、内部組織として「課」を設置し、各地域行政機関の機能や体制は統一的なものとし、それぞれに適正な体制と規模を検討していきます。

また、全市統轄機関との一体性と各地域行政機関相互の統一性を保ち、地域自治制度をより効果的に運用できるよう、全市統轄機関に地域行政機関を一括して所管し、住民との協働によるまちづくりを推進するための新たな組織を設置します。

お知らせ

第7回合併協議会の開催予定

● 日時／平成16年8月30日(月)

午後3時から(予定)

● 傍聴受付／午後2時30分から

2時55分まで

● 会場／宇都宮市役所14大会議室

(14階)

右記日程は予定となっていますので、傍聴を希望される方は事前に合併協議会事務局にご確認ください。

なお、開催についての最新情報は、協議会ホームページでもご確認ください。

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

◆ アドレス <http://www.u-gappei.jp/>

◆ Eメール info@u-gappei.jp

● 各市町ホームページ ●

● 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
● 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
● 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
● 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>